

# 平成30年度事業計画書

平成30年度における公益財団法人産業雇用安定センターの事業計画は次のとおりとする。

事 項	事 業 内 容
<p>はじめに</p> <p>I 出向・移籍等支援事業 (公益目的事業会計)</p>	<p>産業雇用安定センター（以下「センター」という。）は、「失業なき労働移動」の実現を図ることを目的として、昭和62年3月に設立されて以来、雇用のセーフティネットの一翼を担う専門機関として、業種・地域・企業系列を超えた企業間の出向・移籍支援事業を推進し、これまで約19万人の支援実績を有している。</p> <p>昨年3月に策定された「働き方改革実行計画」の中でも、雇用吸収力や付加価値の高い産業への転職・再就職を支援することは、国全体の労働参加率や生産性の向上につながるため、官民一体となって、転職・再就職者の採用機会を広げる方策に取り組む必要があり、当センターについては中小企業団体等と連携し、マッチング機能を強化することとされている。</p> <p>これらを踏まえ、平成30年度の事業計画は、事業のより一層の適切かつ円滑な運営を行うため、次のとおりとする。</p> <p>平成30年3月発表の月例経済報告によると「景気は、緩やかに回復している。雇用情勢は、着実に改善している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。</p> <p>このため、当センターにおいては、景気動向に留意しつつ、産業構造の変化や雇用調整等の動向を的確に把握し、出向・移籍等による労働力移動に関する情報の収集、提供及び相談並びに斡旋等を行う。</p> <p>また、高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業についても、更なる推進を図る。</p> <p>さらに、2年間の「試行在籍出向プログラム事業」の実践と検証結果を活かし、新たに、従来の雇用調整を目的とした出向に加え、キャリア・ステップアップ型、企業人材の育成等を目的とした人材育成・交流型の出向に係る取組を支援していく。</p>

事 項	事 業 内 容
1 相談・斡旋事業	<p>(1) 出向・移籍対象労働者に対する支援</p> <p>出向・移籍対象労働者が早期に出向・移籍できるよう、出向等支援協力員による相談の充実を図ることにより、出向・移籍等支援業務の質的向上に努める。</p> <p>特に支援が必要な出向・移籍対象労働者に対しては、出向・移籍支援コーディネーターによるキャリアコンサルティング、委託訓練・講習等を実施し、より円滑かつ効果的な相談・斡旋に努める。</p> <p>また、企業間の人材移動を円滑に推進するため、出向等説明会、人材移動推進情報交換会議、人材受入面接会などを開催する。</p> <p>これらにより、受入企業の要望を踏まえつつ、出向・移籍対象労働者に対して的確な情報提供を行う中で、送出側、受入側双方に条件緩和等の要請を行いつつ、成立に向けてきめ細やかな支援に努め、マッチングの向上を図る。そのほか、業務推進の効率化を図るため、業務の実施方法の改善、工夫に努める。</p> <p>(2) 担当職員への業務研修の実施</p> <p>① 新任の出向等支援協力員に対し、カウンセリングの基本的な技法を取り入れた職務遂行に必要な事項に重点を置いた業務研修を実施するとともに、個々のスキルアップおよび出向・移籍等支援業務の全体的なレベルアップのためフォローアップ研修を実施する。</p> <p>② 新任の出向・移籍支援コーディネーターに対し、委託訓練並びに講習等及び出向・移籍等支援ガイダンス講師養成研修の業務研修を実施する。</p> <p>③ ハイパフォーマー（成立実績等の優れた出向等支援協力員）として認めた出向等支援協力員を活用しつつ、出向・移籍が成立するまでの課題、創意工夫、改善等を議論し、ノウハウを蓄積、継承するため各地方事務所間で情報交換会議を開催するなどして、担当職員的能力向上と成立実績の向上を図る。</p>

事 項	事 業 内 容
2 情報収集事業	<p>(1) 人材情報の収集、確保  受入・送出情報の新規開拓、収集、確保に努めるとともに、対象労働者登録の促進を図る。  また、雇用情勢の改善傾向を反映し、送出情報が低水準で推移していることから、送出情報確保のため、送出企業の開拓を積極的に推進する。このため、企業情報データ等をも活用しながら、企業訪問を精力的に実施する。</p> <p>(2) 関係団体との連携  経済団体、業種団体、労働団体に対しては、日常的な訪問により連携を強める。特に「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において「産業雇用安定センターについて、中小企業団体等と連携し、マッチング機能を強化する」ことが盛り込まれたことを受け、今年度においても、関係団体等との更なる連携の拡充・強化を図ることとし、経済団体との情報交換会議等の開催により、積極的な情報交換に努める。  また、職業安定行政との連携を強化し、雇用調整実施事業所情報の迅速な把握、地域の産業、経済、雇用情勢等に関する情報交換等を図るため、職業安定機関等情報交換会議等を開催する。</p> <p>(3) 雇用情報の収集等  出向・移籍問題懇談会を開催し、企業間での意見交換等を通して、出向・移籍支援業務等に関するニーズの把握に努める。  また、事業実績向上に向けて、労働市場情報の収集・分析を実施する。</p> <p>(4) 情報ネットワークの運用  情報システム検討委員会にて策定した「情報システム推進計画」に基づき、情報ネットワークの効果的な運用を推進するとともに、情報システムの効率化及びセキュリティーの強化を図る。</p> <p>① 出向・移籍総合支援システムの改修等  出向・移籍総合支援システムの機能性・操作性の向上を図るほか、システムを円滑に運用し、ホームページを通じて人材情報を提供する。</p> <p>② イン트라ネットの充実  当センター内における情報の共有化、情報交換を円滑かつ安全、確実にを行うため、イン트라ネットの充実、データの保護、セキュリティーの強化を図る。</p>

<p>3 セミナー事業</p> <p>4 広報誌の発行事業</p>	<p>円滑な労働移動の実施、企業間の情報交換及び従業員のキャリア形成支援等に資するため、「企業間交流セミナー」、「再就職支援セミナー」、「キャリアデザインセミナー」及び「人事労務管理セミナー」等の「Sankōセミナー」を積極的に開催する。</p> <p>センターの役割、事業内容を広く周知し、センターに対する認識を深めてもらうとともに、センターの利用促進を図るため、広報誌の発行を中心に次のとおり積極的な広報活動を推進する。</p> <p>(1) 事業主、関係事業主団体、賛助会員等を対象に広報誌「かけはし」を発行しているが、企画・編集にあたっては、読者の意見を幅広くかつタイムリーに反映するとともに、センター事業理解のために効果的な内容の編集に努める。</p> <p>(2) また、センター及びセンター事業の更なる周知のためのツールとして、パンフレット・リーフレット等を作成するとともに、必要に応じて事業主及び事業主団体等の広報媒体を活用した広報活動を一層推進する。</p> <p>(3) さらに、センターの発する各種情報がより広く利用されるよう、ホームページ(Website)の見直しを行うとともに、その内容を充実し、センターの社会に対する発信力を強化していく。</p>
<p>II 法人管理 (法人会計)</p> <p>1 諸会議の開催</p> <p>2 賛助会員の拡大</p> <p>3 情報の適正な管理体制の充実</p>	<p>センターの事業に関する重要事項を審議、決定するため、評議員会、理事会、幹部会を開催する。</p> <p>また、センターの業務を適切、円滑に実施するため、運営方針等の徹底を図る全国所長会議をはじめ、雇用動向その他事業環境の変化に応じ、必要な会議を適宜開催する。</p> <p>センターの組織・事業基盤の充実を図るため、センターの事業目的に賛同する賛助会員の拡大を図ってきたが、景気の回復に伴い、会員確保に対する取組方法及び会員サポート体制の見直しなど、新規会員企業の開拓に努め、賛助会員の更なる拡大を図る。</p> <p>機密の保持と個人情報の適切な保護を図ることは、企業間の出向・移籍の支援事業を行うセンターにとって、事業遂行上の根幹的な責務であり、基本となるものである。</p> <p>職員研修等を通じ、機密保持及び個人情報保護の重要性に対する認識を高め、情報の適切な取得、利用、漏洩防止等に努めるとともに、個人情報保護規程等に基づき、情報の管理体制の更なる充実を図る。</p>